

令和3年度 隠岐広域連合監査計画

令和3年3月29日
監査委員決定

隠岐広域連合監査基準第7条の規定に基づき、令和3年度隠岐広域連合監査計画を次のとおり定める。

1 監査等の種類

令和3年度に行う監査等の種類及びその目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 監査

財務監査

① 定期監査

財務に関する事務の執行（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務）及び経営に係る事業（病院事業）の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかについて監査する。

② 随時監査

監査委員が必要と認めるときは、都度、実施する。

(2) 検査

例月出納検査

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。隠岐広域連合監査委員条例第7条に基づき、原則として、毎月20日を例日として行う。

(3) 審査

決算審査

会計年度終了後、一般会計及び各特別会計においては、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

財政健全化審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された資金不足比率(病院事業)について、適正に算定されているかを審査する。

2 監査等の対象及び実施予定時期

種 類		対 象	実施予定時期
財 務 監 査	① 定期監査	隠岐広域連合一般会計 介護保険事業特別会計 隠岐島前病院事業特別会計 隠岐病院事業特別会計 消防事業特別会計	10月
	② 随時監査	全会計	随時
例月出納検査		隠岐広域連合一般会計 介護保険事業特別会計 隠岐島前病院事業特別会計 隠岐病院事業特別会計 消防事業特別会計	原則毎月20日
決算審査		令和2年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算 令和2年度隠岐島前病院事業特別会計決算 令和2年度隠岐病院事業特別会計決算 令和2年度消防事業特別会計歳入歳出決算	7月下旬から 8月上旬
基金運用状況審査		レインボープラザ整備基金 人材育成基金 隠岐広域連合財政調整基金 介護給付費準備基金 仁万の里利用者福利厚生基金 隠岐島前病院医療機器整備基金 隠岐島前病院整備基金 隠岐病院整備基金	8月
財政健全化審査		隠岐島前病院事業に係る資金不足比率 隠岐病院事業に係る資金不足比率	8月

3 その他の監査等

随時監査は必要があると認めるとき、議会の請求による監査、住民の直接請求監査及び住民監査請求監査は請求があったとき、広域連合長の要求による監査は要求があったとき、職員の賠償責任監査及び公金の収納等の監査は求めに応じて行う。

4 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善が必要な事項が認められる場合は、監査の結果に関する報告にその内容を記載する。前回監査の指導等に対する是正、改善の状況は、次回の監査時に確認するなど、フォローアップを行う。

5 会議・研修会等への参加

- (1) 島根県町村監査委員協議会研修会…4月～5月（1日）
- (2) 島根県町村監査委員協議会定例総会及び研修会…7月中旬（1日）
- (3) 9月議会定例会出席（代表監査委員の決算審査報告）…9月上旬（1日）